

第15回 京都市元離宮二条城保存整備委員会

1. 開催日時：平成29年2月22日（水）午前10時00分～正午

2. 開催場所：ANA クラウンプラザホテル（2階）朱雀の間

3. 出席委員：尼崎博正 座長
斎藤英俊 副座長
板谷直子 委員
岩崎奈緒子 委員
小寄善通 委員
田端泰子 委員
根立研介 委員

（オブザーバー）京都府文化財保護課（建造物担当）

1. 報告 ※前回委員会（9/7開催）以降

（1）障壁画部会

第10回障壁画部会の審議結果

（2）記念物部会

平成28年度第2回記念物部会の審議結果

（3）保存活用部会

第6回保存活用部会の審議結果

2. 議題

来年度の協議事項

3. その他

「世界遺産・二条城MICEプラン」事業について

議 事 摘 録

報 告 事 項	顛 末
1. 報告	(事務局から資料に基づいて、以下の内容を説明) (1)障壁画部会 議題 1 第3次障壁画保存修理事業について 報告 1 障壁画模写事業について（模写制作・はめかえ） 2 「展示・収蔵館」平成28年度展示事業について 3 障壁画の貸出について 4 杉戸の修理計画について 5 修理対象障壁画からの発見について 6 建造物修理における障壁画の取扱いについて 7 二之丸御殿の修理延期に伴う障壁画保護処置について 8 「創造する会」の設置と二条城の活用について (2)記念物部会 議題 1 (報告)東側空間整備事業について ・現状変更申請について (ア) 新規申請及び計画変更 (イ) 散策路整備 ・発掘調査の結果について ・二条城北西角石垣モニタリング調査について ・地元との調整状況について ・駐車場運営事業者の決定について ・今後の予定 ・経過報告 (ア) 文化財関連 (イ) その他 2 番所の保存修理工事について (3)保存活用部会 議題 1 第5回部会での御指摘への対応について 2 計画案について 3 計画策定後の整備について

<質疑応答>	(座長) 保存活用部会で承認を得た元離宮二条城国宝・重要文化財(建造物)等保存活用計画(以下、計画書)についてどうか。 (副座長) 3月中に印刷・配布とのこと。本日の限られた時間で議論するのは無理なので、期限を決めて、3月中頃までに御意見があるか委員方に確認いただきたい。 (座長) 期限を決め、御意見を頂戴し、最後は座長へお預けいただく。事務的にはこの流れでお願いする。 (事務局) 承知した。 (座長) 各部会では文化財の「活用」に関する一貫した意見がでた。障壁画部会では「展示内容には原則があり、きちんと守ること」という意見が、記念物部会から「建具取り外しなど、利用に関するルールあるいは文化財保護の原則を厳守すること」という意見が、また東大手門公開のための仮設スロープ設置等も、「公開期限を厳守すること」との意見が出た。 ・二条城を「文化財の価値を学術的に検証する機関に」との意見がでた。「保護する」考え方を前提に取り組んでほしい。 (副座長) 計画書では、保存と活用を主題としており、基本方針の文言について、部会では、「活用」の方へ軸足を置きすぎているとの意見が出たため、部会長(副座長)預かりで事務局と調整し、修正後、部会委員の了解を得た。 ・全国的に文化遺産を観光資源として活用する動きがあるなかで、活用の前に確認すべき事があると指摘した。公開する目的を明瞭にすること、また学術的調査にもっと開放すべきであることを指摘した。 ・二条城は、建造物や史跡を含む総合的な一つの文化財である。安土城、姫路城、熊本城、金沢城等は研究機関あるいは博物館を所有するが、二条城にはない。国内で最も文化財的価値の高い場所としては問題である。 ・博物館としての情報収集、研究、保存維持、発信という体制づくりが、計画書の作成中に話題に上ったが、それまで含めるのは難しかった。建造物だけではなく、制度、組織、人事の話もある。 ・この件は、この委員会で議論し、「提言」という形でまとめたい。他の研究機関を調査し、二条城はどうするかを提言したい。 (座長) 計画書の件は了解した。今後の課題もあるようだが。 (副座長) 指定以外の建物は、まだ史跡の構成要素としての価値付けができていないため、調査し、その結果を、計画書に盛り込む話もあったが、時間的制約から今後の課題とした。 (座長) 「課題」として計画書に書いておくべきか。 (委員) 各部会の「委員の意見」が非常に重要。「課題」の部分でもいいので、計画書にまとめておく方がよい。 ・博物館(研究機関)設置の件も、非常に必要。京都市には公開・活用と保存を両立して進めてほしいし、その議論も委員会で行う方がよい。 (委員) 本格的な研究機関の設置が必要だということを、委員の意見と
---------------------	--

	して出すべきではないか。 (座長) 委員の意見を寄せ、集約する。 (委員) 計画書の例言にこの委員会の位置付けを、また、冒頭に計画の基本的な考え方を入れてほしい。 ・M I C E 事業の事業実施要綱の「本市の責務」の項に、自治体として未来に何を伝えようとするのかも触れてほしい。 (委員) 計画書の「基本方針」にある「文化の理解・促進」というと、「教育」という側面もあり、二条城で蓄積された修理技術も展示要素の一つ。イベント・展示に偏らず「学ぶ」部分も示せないか。 (委員) 二条城の学術的成果の蓄積は、各研究者個人のレベルで留まっている。この蓄積された情報を共有できるシステムができればよい。 (副座長) 計画書については、本委員会との関係や、京都市の基本的な考え方を冒頭に書くこと。教育や研究蓄積の共有化・公開については、先程の研究機関の設置に含まれる話で、今後、委員会で議論し、提言する方向でお願いしたい。 (座長) 同意する。その方向で進めること。 (委員) ①障壁画貸し出しの件で、事前に貸し出し先の確認はしているか。②大広間天井画のはめかえの件で、修理業者は、重文修理の蓄積がある業者か。 (事務局) ①基本的に、貸し出し先が初めて、あるいは改修した施設、新しい設備が設置された場合は、設備概要、設置レポート、保安面、空調の状態、防虫対策等を事前に吟味している。今後は、現地で確認する必要性も含め検討したい。②部屋内の天井画は寛永期のものだが、美術工芸品指定は受けていない。修理業者の選定は装こう師連盟を含めて行う予定である。 (委員) 寛永のものとなれば、しかるべき業者に修理を委託すべきである。他方、廊下側は必ずしもそこまで必要ない。モノの価値によって業者を決めていただきたい。 (事務局) 未指定のものも含め、調査を行い、報告をしていきたい。それに伴い、修理も慎重に進める予定である。
--	--

2. 議題 来年度の協議事項について	(事務局から資料に基づいて、以下の内容を説明) 平成 29 年度に各部会へ付託予定の事項。 1 建造物部会 (1) 本丸御殿保存修理工事について 本丸御殿修理を実施する第 2 期 (5 箇年計画) の初年度として、本丸御殿台所及び雁の間と、本丸御殿障壁画の修理に着手する予定。 2 障壁画部会 (1) 第 3 次障壁画保存修理事業計画について 第 3 次事業計画の 2 年目となる平成 29 年度に実施する修理等の報告と、平成 30 年度の計画を報告する予定。 3 記念物部会 (1) 東側空間整備事業について (2) 史跡旧二条離宮 (二条城) 保存活用計画について (3) 史跡旧二条離宮 (二条城) 石垣応急処置およびモニタリング調査 (4) 二条城石垣オルソ画像作成 (5) 東大手門および東南隅櫓の公開とそれらに伴うスロープ設置 (6) 番所の活用へ向けた整備について
<質疑応答>	(委員) 29 年度から三ヵ年で作成する史跡の保存活用計画だが、建造物の計画書との関係は。来年度以降の番所の活用と、活用計画との整合性はとれるか。 (座長) まず建造物と史跡の保存活用計画を確認したい。 (副座長) 二条城は複合的な文化財で、他分野と関わる問題もある。本来は、仕分けすることが望ましいが、予算の問題や文化庁の補助事業という枠組みの問題がある。 (事務局) 史跡の保存活用計画は、文化庁記念物課の補助事業である。平成 14 年には「保存管理計画」と「整備計画」と二つに分けていたが、文化庁でそれを一つにし、「保存活用計画」と名称を変更した。 計画名称の頭に、建造物では「国宝・重要文化財建造物」と付け、記念物では「史跡二条離宮 (二条城)」と付けることで区別している。 (座長) 建造物と史跡との関係を明確にしながら進めていただきたい。 (副座長) 9 頁(資料 2)に、30 年度にコンサルタントに計画策定を委託するとある。歴史調査は委員を含む先生方に協力を依頼すると聞いたが。 (事務局) 歴史調査とは別に、補助事業として進める際は、適切なコンサルタントにお願いする。 (副座長) 業者選定の方法は。 (事務局) 従来通りプロポーザルとなる予定。 (副座長) 計画策定の主導は二条城ではないのか。 (事務局) コンサルタントは、会議運営や資料作成の補助を主旨とする

3. その他 ＜質疑応答＞	もの。記念物部会の先生方に御指導をいただきながら進めたい。 （副座長）史跡の保存活用計画作成のための部会はどうするか。 （事務局）記念物部会で議論する。 （副座長）10 頁(資料 3)の石垣のオルソ画像作成については、早急に取り掛かれるよう進めてほしい。 （委員）付け足したが、東側空間整備事業の報告で、「2 月上旬にユネスコへ提出された書類」について、確認したい。 （座長）ユネスコの件、委員への送付をお願いします。また計画書は、冒頭部分で御指摘いただいた点も含め、委員へ送付すること。 （事務局）承知した。 （事務局から資料に基づいて、内容を説明） （副座長）M I C E も文化財を利用する「場所貸し」という意味合いが強い。活用する目的を示してほしい。来城者に何を知っていただくかが不明瞭である。 ・本来は、本委員会の範疇外だが、事業の是非を問うための選定、あるいは事後に確認する仕組みが必要ではないか。参加企業が増えてきた際に心配。京都市だけでやるのは問題がある印象を受ける。 （座長）第三者が判定する仕組みを検討してほしい。 （事務局）M I C E 事業を始めて三年ほどたち、経験を積みながら検証も進めてきた。主に本格修理の財源確保と、文化財的価値を広めるためである。今後も委員の皆様の御意見を頂戴しながら進めたい。 （委員会終了）
-----------------------------	--